

# 学校体育施設開放事業

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設利用ガイドライン

令和3年8月20日改定

利用にあたりましては、「木更津市学校体育施設開放事業実施要綱」及び本ガイドラインの遵守をお願いします。

### 1 対象施設

- 市立小学校（真舟小学校除く）の体育館及び運動場
- 市立中学校の体育館及び武道場（富来田中学校に限る）

### 2 施設利用にあたっての留意事項

- 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。
  - (1)利用日前2週間以内に、発熱や風邪症状のあった場合  
(例：37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛等の症状があった場合)
  - (2)同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - (3)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用当日は、各自、ご自宅で体温測定等の健康チェックを行ったうえで来校してください。
- 利用団体の利用当日の責任者は、毎回、施設利用開始前に、利用者全員の氏名、当日の体温を記載した書面（以下「利用者名簿」という）を作成し、必ず1カ月の保管をお願いします。
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、下記「連絡体制」に従い関係者へ報告をお願いします。感染症が発生した学校または市内の感染状況等により利用を休止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 利用登録者以外の方は施設への立ち入りはできません。同伴が必要な幼児・児童・生徒は保護者等が送迎のみを行い、施設への立ち入りは控えてください。
- 各自でマスクを持参してください。休憩時等の際、会話をする際は必ずマスクの着用をお願いします。
- 施設内で大きな声での会話、応援はしないでください。
- こまめな手洗いやアルコール等による手指消毒を実施してください。
- 施設所有の共用器具等を使用した場合は、利用後に消毒を行ってください。
- 手指消毒液・石鹼（ボトルが望ましい）は利用者各自で必ず持参してください。
- ゴミは各自お持ち帰りいただくとともに、トイレを使用する際のトイレットペーパーについても利用者各自で持参してください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けた利用に努め、屋内施設においては30分に1回以上、5分間程度の換気をお願いします。

### 3 運動・スポーツを行う際の留意事項

#### ■十分な距離の確保

- ・ 運動、スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、運動、スポーツをしていない間も含め、周囲の人と2m以上の距離を空けてください。  
(介護者や誘導者の必要な場合は除く。)
- ・ 強度が高い運動、スポーツを行う場合は、呼気が激しくなるため、より一層の距離を空けてください。
- ・ スポーツ活動時も、極力、マスクの着用をお願いします。  
なお、息苦しさ、熱中症の症状、その他の体調不良を感じたときは、すぐに他の利用者と十分な距離を保った位置へ移動し、マスクを外して休憩をとる等の対処を行ってください。
- ・ 屋外でマスクを外す場合は、他の利用者と2m以上の距離を確保し、会話を控え、咳エチケットを徹底してください。

#### ■位置取り

- ・ 走る・歩くなどの運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を減らすため、前後一直線に並ぶのを避け、並走する又は斜め後方に位置を取るなどの工夫を行ってください。

#### ■その他

- ・ タオルの共用はしないでください。
- ・ 飲みきれなかったスポーツドリンク等は施設において捨てず、持ち帰ってください。
- ・ 「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）」や各競技団体のガイドライン等を踏まえた対策を行ってください。
- ・ 十分な身体的距離（2メートル程度）を確保した利用に努め、可能な限り接触を減らす練習等の工夫をお願いします。

#### 【新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡体制】

